

外国人従業員への給与支払い時の注意

外国人を雇用する機会が増えています。外国人の従業員であっても、支払った給与には所得税が課税され、源泉徴収が必要です。

① 居住者か非居住者かによって取り扱いが異なります

●居住者とは・・・

日本国内に住所（個人の生活の拠点）がある、または現在まで引き続き1年以上居所（個人が一定期間継続して居住する場所/ホテル等）を有する、個人をいう

●非居住者とは・・・

「居住者」に該当しない人

② 外国との租税条約の締結の有無でも取り扱いが異なります

租税条約が締結されている場合は租税条約を優先します。

租税条約の内容は国によって違いがあります。

（台湾との間で、日台租税協定が2017年1月より開始されました）

図表1 課税される給与所得と課税関係

区分		所得税の課税範囲	源泉税率(給与所得)	住民税の課税範囲
居住者	非永住者	日本国内での所得、国外での所得のうち国内で支払われたもの、または国外から送金されたもの	日本人と同様源泉徴収が必要	1月1日現在、日本に住所がある場合は課税
	永住者	すべての所得に課税		
非居住者		国内源泉所得	原則20.42%（※） 源泉徴収によって課税関係は終了	1月1日現在、日本に住所がない場合は非課税

●非永住者とは・・・

居住者のうち日本国籍を有しておらず、なおかつ、過去10年間に日本国内に住所または居所を有していた期間が5年以下の外国人

●永住者とは・・・

非永住者以外

③ 海外への出張に注意（183日ルールとは）

海外出張での年間の滞在日数が183日を超えると

（1年の半分以上日本にいない場合）

非居住者の取り扱いとなり税負担が増加することがあります。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118
(平成29年10月レターケース)